

請 願 文 書 表

令和6年12月定例会

受 理 番 号	9	受理年月日	令和6年11月21日
請 願 者	渋川市渋川2577番地1 松岡 浩一		
紹 介 議 員	埴田 裕之		
付 託 委 員 会	経済建設常任委員会		
渋川市職員が理事に就任している団体への補助金の差止に関する請願書			
【請願の要旨】			
渋川市議会として、渋川市再任用職員である狩野均職員が赤城橘農業協同組合の役員（理事）に就任し兼業している間は、この団体に対する補助金を一時差し止めるよう、渋川市長高木勉に求めます。			
【請願の理由】			
1 渋川市赤城行政センターには、令和4年3月31日まで産業観光部長の要職を歴任され、令和6年5月より赤城行政センターに再任用職員としてお勤めの狩野均職員がいらっしゃいます。			
この狩野均職員は、驚いたことに令和6年5月より赤城橘農業協同組合の役員（理事）に就任されています。			
2 令和6年10月21日午後に、衆議院議員選挙の期日前投票で赤城行政センターのセンター長までも期日前業務に従事するほど忙しい中、この再任用職員の狩野均職員を訪ねたところ、「午前中は勤務していたものの、午後は不在だった」ことが赤城行政センターの複数の職員から確認できました。			
3 他方、この再任用職員の狩野均職員は、「令和6年10月21日午後に赤城橘農業協同組合本所での理事会に出席していた」とする目撃情報があります。			
4 渋川市長高木勉は「赤城橘農業協同組合」に毎年多額の補助金を交付しています。赤城橘農業協同組合が補助金を申請する場合には、赤城行政センターを訪ねることが想定され、このとき、補助金交付側の渋川市職員と補助金交付申請側である赤城橘農業協同組合の役員が同一人物の狩野均氏ということになりかねず、お手盛りによる不正の温床となることが心配される状況（利益相反）になっています。			
5 渋川市補助金等交付規則は、第3条で「補助金等は、補助事業等が真			

に市民福祉の増進のために必要な事務又は事業であって、補助事業等が補助金等の交付に相当であると認められるものに限り交付するものとする。」と規定しています。

6 渋川市長高木勉が補助金を交付する窓口と補助金を受け取る団体の役員に、同じ再任用職員がいては、この再任用職員が元部長職の影響力を行使して、市民福祉の増進という補助金交付の目的を離れ、補助金が不正に交付されるおそれが想起されます。

7 事実、岡山県などでは補助金の交付がある団体への公務員の兼業を「特別な利害関係として適当でない」としているなど、補助金交付にまつわる兼業が慎重に取り扱われているようです。

以上